

平成27年8月18日

各居宅介護支援事業所管理者 様
各訪問介護事業所管理者 様

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課
事業者指導・指定担当課長

訪問介護の外出サービスに係る取扱いの見直しについて（通知）

平素より、本市の介護保険行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、訪問介護事業所において、利用者が外出する際の身体介護（通院・外出介助）に係る取扱いについて、下記のとおり取り扱っていましたが、他の保険者の取扱いと相違していることから、本市における取扱いを変更します。

記

修正前

通院・外出介助について、1度の外出で複数個所へ立ち寄る場合には、居宅が絡む目的地についてのみ算定可能。



修正後（具体的な取扱いは別紙のとおり。）

次の条件を全て満たす場合は、1度の外出で、複数の目的地への通院・外出介助の算定が可能。

- ① 目的地が趣味趣向に関する行為をする場所又は日常生活上、外出する必要がない場所ではないこと。
- ② 目的地が複数となることで、目的地別に外出することと比較し、合理的*に実施できること。

※ 合理的とは

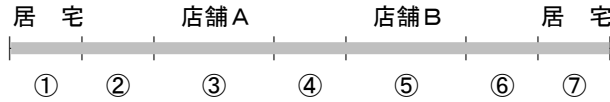
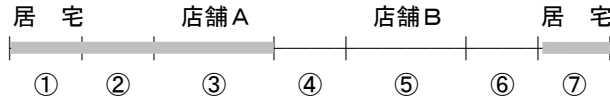
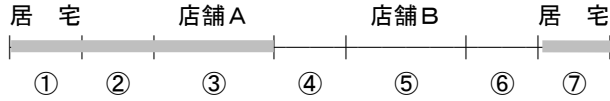
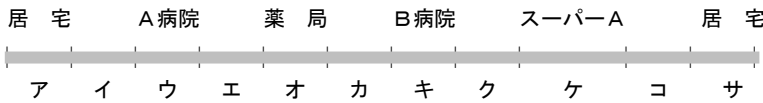
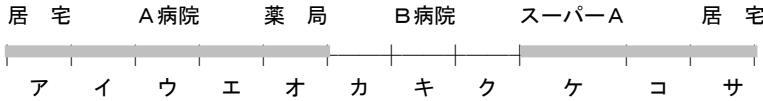
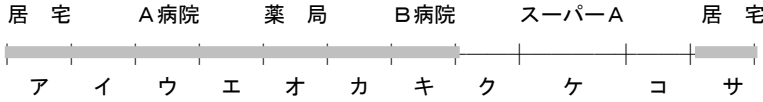
通院や日常生活上の買い物等を目的とした複数の目的地について、個別に外出する場合と比較して、1度の外出で立ち寄ることの方が、利用者の身体的な負担の軽減や、所要時間の短縮等の効率的な目的達成につながる場合をいう。

問合せ先

広島市介護保険課事業者指導係

（電話：082-504-2183 fax：082-504-2136）

●見直しの具体的な取扱いは下表のとおり。

区分	対応（移動中や外出先での取扱いは、次のとおり）	従前との相違
1	○ 外出目的が1つで、外出先が1箇所の場合 (1) 通院や日常生活上の買い物等の場合、算定可能 (2) 趣味趣向の買い物の場合、算定不可	従前どおり
2	○ 外出目的が1つで、外出先が複数の場合 (1) 目的地別に外出することと比較し、合理的に実施できる場合は、①～⑦全てが算定可能。  (2) 合理的に実施できない外出先が含まれる場合は、合理的に実施できる範囲のみ算定可能。例えば、店舗Bが合理的な経路上にない場合は、①～③、⑦のみ算定可能。  (3) 趣味趣向の買い物が含まれる場合、買い物及び移動に係る時間は、算定不可。例えば、店舗Bが趣味趣向の買い物を行う店である場合は、①～③、⑦のみ算定可能。 	合理的に実施できる場合は、④～⑥が算定できるようになる。
3	○ 外出目的が複数で、外出先が複数の場合 (1) 目的地別に外出することと比較し、合理的に実施できる場合は、ア～サ全てが算定可能。  (2) 合理的に実施できない外出先が含まれる場合は、合理的に実施できる範囲のみ算定可能。例えば、B病院が合理的な経路上にない場合は、ア～オ、ケ～サのみ算定可能。  (3) 趣味趣向の買い物が含まれる場合、買い物及び移動に係る時間は、算定不可。例えば、スーパーAが趣味趣向の買い物を行う店である場合は、ア～キ、サのみ算定可能。 	合理的に実施できる場合は、カ～コが算定できるようになる。

【注】移動中： 事業所又はヘルパーの車両で移動する場合、道路運送法上の許可が必要であること。

移動中の介助が不要の場合には、サービス提供時間から除外すること。

移動経路は、個々の目的地に移動する場合と比較して移動時間が短縮できるなど合理的であること。

外出先： 施設内において介護を実施した場合のみ算定が可能。単なる待ち時間、見守りのみの時間は算定不可。